

第25号議案

平成28年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度京都府工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成28年度京都府工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条かっ
こ書中「193,235千円」を「254,635千円」に、「159,089千円」を「220,489千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1千円	114,600千円	114,601千円
第2項 企業債	0千円	78,000千円	78,000千円
第3項 補助金	0千円	36,600千円	36,600千円
支 出			
第1款 資本的支出	193,236千円	176,000千円	369,236千円
第1項 建設改良費	189,600千円	176,000千円	365,600千円

第3条 予算第7条の次に次の1条を加える。

（企業債）

第8条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良資金に充てるため。
限度額	78,000千円

起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

平成28年10月20日提出

京都府知事 山田 啓 二